

様式第4号（第6条関係）

身体障害者診断書・意見書（聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能障害用）

総括表

氏名	大正・昭和 年 月 日生（ 歳） 平成・令和	男・女																
住所																		
①障害名 (部位を明記)																		
②原因となった 疾病・外傷名																		
疾病、先天性、交通、労災、その他の事故 戦傷、戦災、自然災害、その他（ ）																		
③疾病・外傷発生年月日 年 月 日・場所																		
④参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む）																		
障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日																		
⑤総合所見																		
[将来再認定 要（障害程度に変化が生じることが予想される場合のみ）・不要] [再認定の時期 年 月]																		
⑥その他参考となる合併症状																		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 令和 年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名 科 15条指定 医師氏名 ④ 電話（ ） —		市町村使用欄 ----- 15条指定 医の確認 -----																
身体障害者福祉法第15条第3項の意見（障害程度等級についても参考意見を記入すること。） 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に																		
<ul style="list-style-type: none"> ・該当する（ 級相当） ・該当しない 	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">身体障害程度等級表による根拠</th> </tr> <tr> <th>(障害部位)</th> <th>(等級)</th> <th>(項目)</th> <th>(指数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【計】</td> <td>級</td> <td>点</td> </tr> </tbody> </table>		身体障害程度等級表による根拠				(障害部位)	(等級)	(項目)	(指数)	-----				【計】		級	点
身体障害程度等級表による根拠																		
(障害部位)	(等級)	(項目)	(指数)															

【計】		級	点															
<p>(注) 1 障害名欄には、現在起こっている障害、例えば聴覚障害、言語機能障害、平衡機能障害等を記入し、「②原因となった疾病・外傷名」欄には、先天性難聴、脳梗塞（失語症）、パーキンソン病等原因となった疾病名等を記入してください。</p> <p>2 障害区分や等級決定のため、宮崎県身体障害者相談センター（☎ 0985-29-2556）から内容についてお問い合わせする場合があります。</p>																		

（平成27年4月1日以降はこの様式を使用してください。）

[はじめに] 〈認定要領を参照のこと〉

この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、□に✓を入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合については、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること（各々の障害の合計指数をもって等級決定することはない）。

- 聴覚障害 → 『1「聴覚障害」の状態及び所見』に記載すること。
- 平衡機能障害 → 『2「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- 音声・言語機能障害 → 『3「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- そしゃく機能障害 → 『4「そしゃく機能障害」の状態及び所見』に記載すること。

1 「聴覚障害」の状態及び所見

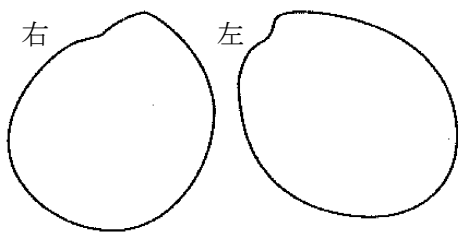
(1) 聴力（会話音域の平均聴力レベル）

右	d B
左	d B

(2) 障害の種類

伝音性難聴
感音性難聴
混合性難聴

(3) 鼓膜の状態



(5) 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況

(注)2級と診断する場合、記載すること。
(有・無)

2 「平衡機能障害」の状態及び所見

[]

3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見

[]

- 家庭において、家族又は肉親との会話の用をなさない（日常会話は誰が聞いても理解できない）
- 家庭又は肉親との会話は可能であるが、家庭周辺において他人には殆ど用をなさない。
- 日常会話が可能であるが、不明瞭で不便がある。

(4) 聴力検査の結果

(ア又はイのいずれかを記載する。)

ア 純音による検査
オーディオメータの型式

	500	1000	2000	Hz
0				
10				
20				
30				
40				
50				
60				
70				
80				
90				
100				

dB

イ 語音による検査

語音明瞭度

右	%
左	%

4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見

(1) 障害の程度及び検査所見

下の「該当する障害」の□に✓を入れ、さらに①又は②の該当する□に✓又は()内に必要事項を記述すること。

- 「該当する障害」
- そしゃく・嚥下機能の障害
→「①そしゃく・嚥下機能の障害」に記載すること。
 - 咬合異常によるそしゃく機能の障害
→「②咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記載すること。

① そしゃく・嚥下機能の障害

a 障害の程度

- 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。
- 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。
- 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。
- その他

[]

b 参考となる検査所見

ア 各器官の一般的検査

〈参考〉各器官の観察点

- ・口唇・下顎：運動能力、不随意運動の有無、反射異常ないしは病的反射
- ・舌：形状、運動能力、反射異常
- ・軟口蓋：挙上運動、反射異常
- ・声帯：内外転運動、梨状窩の唾液貯瘤

- 所見（上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、程度等を詳細に記載すること）

[]

イ 嚥下状態の観察と検査

〈参考1〉各器官の観察点

- ・口腔内保持の状態
- ・口腔から咽頭への送り込みの状態
- ・喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
- ・食道入口部の開大と流動物（bolus）の送り込み

〈参考2〉摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点

- ・摂取できる食物の内容（固形物、半固形物、流動食）
- ・誤嚥の程度（毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し）

- 観察・検査の方法

- エックス線検査（)
- 内視鏡検査（)
- その他（)

- 所見（上記の枠内の〈参考1〉と〈参考2〉の観察点から、嚥下状態について詳細に記載すること）

[]

② 咬合異常によるそしゃく機能の障害

a 障害の程度

- 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。
 その他

[]

b 参考となる検査所見（咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果）

ア 咬合異常の程度（そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。）

[]

イ そしゃく機能（口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。）

[]

(2) その他（今後の見込み等）

[]

(3) 障害程度の等級（下の該当する障害程度の等級の項目の□に✓を入れること。）

① 「そしゃく機能の喪失」（3級）とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
 延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む。）及び末梢神経障害によるもの
 外傷、腫瘍切除等による顎（顎関節を含む）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

② 「そしゃく機能の著しい障害」（4級）とは、著しいそしゃく・嚥下機能または、咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
 延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む。）及び末梢神経障害によるもの
 外傷、腫瘍切除等による顎（顎関節を含む）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの
 口唇、口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

[記入上の注意]

- (1) 聴力障害の認定にあたってはJ I S規格によるオーディオメータで測定すること。
dB値は、周波数 500、1000、2000Hzにおいて測定した値をそれぞれ a、b、cとした場合、
(a + 2 b + c) / 4 の算式により算定し、a、b、cのうちいずれか1又は2において 100dB
の音が聴取できない場合は、当該 dB 値を 105dB として当該算式を計上し、聴力レベルを算定
すること。
- (2) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」（別
様式）の提出を求めるものとする。
- (3) 小腸機能障害を併せもつ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害に
よるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。